第一項第六号及び第七号	老齢厚生年金の一の期間に基づく老齢厚生年金	
	被保険者期間の月数と他の期間に基づく老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数とを合算した	
	又は	
	若しくは	
	又は他の期間に基づく老齢厚生年金の受給権を取得したことにより当該	

6　二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る一の期間に基づく老齢厚生年金の額の計算について第一項の規定により読み替えられた法第四十四条第一項の規定を適用する場合であつて、当該二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る他の一の期間に基づく老齢厚生年金の額の計算について既に法第四十四条第一項（第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定が適用されたことがあるときにおける前項の規定により読み替えられた第三条の五第一項の規定の適用については、同項中「老齢厚生年金について」とあるのは「老齢厚生年金の受給権者が支給を受けていた他の一の期間に基づく老齢厚生年金のうち、その額の計算について初めて法第四十四条第一項（第三条の十三第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定が適用されたものについて」と、「定める当時」とあるのは「定める当時から引き続き」とする。

7　二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る一の期間に基づく老齢厚生年金の額の計算について第一項の規定により読み替えられた法第四十四条第一項の規定を適用する場合において、同項に規定する他の期間に基づく老齢厚生年金のいずれかが次の各号に掲げる老齢厚生年金であるときには、当該各号に掲げる老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数は、当該各号に定める日の前日までの間、同項に規定する他の期間に基づく老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数から除くものとする。

一　法附則第七条の三第三項の規定による老齢厚生年金　その受給権者が六十五歳に達する日

二　法附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金　その受給権者が法附則第八条の二各項の表の上欄に掲げる当該受給権者の生年月日に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年齢に達する日

第三条の十三の次に次の十六条を加える。

（二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る老齢厚生年金の支給の繰下げの特例の適用に関する読替え）

第三条の十三の二　二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る老齢厚生年金について、法第七十八条の二十八の規定により読み替えられた法第四十四条の三の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項		
老齢厚生年金の受給権を有する	第七十八条の二十二に規定する各号の厚生年金被保険者期間のうち同条に規定する一の期間（以下この条において「一の期間」という。）に基づく老齢厚生年金の受給権を有する	その者が当該老齢厚生年金の受給権を取得したときに、他の年金たる給付（他の年金たる保険給付（当該老齢厚生年金と同一の支給事由に基づいて支給される第七十八条の二十二に規定する他の期間（以下この項及び次項において「他の期間」という。）に基づく老齢厚生年金を除く。）又は国民年金法による年金たる給付（老齢基礎年金及び付加年金並びに障害基礎年金を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の受給権者であつた場合
に当該老齢厚生年金	に当該一の期間に基づく老齢厚生年金	当該一の期間に基づく老齢厚生年金の受給権を取得したときに、他の年金たる給付（他の年金たる保険給付（当該一の期間に基づく老齢厚生年金と同一の支給事由に基づいて支給される第七十八条の二十二に規定する他の期間（以下この項及び次項において「他の期間」という。）に基づく老齢厚生年金を除く。）又は国民年金法による年金たる給付（老齢基礎年金及び付加年金並びに障害基礎年金を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の受給権者であつた場合

	第二項	第三項及び第四項
一　当該一の期間に基づく老齢厚生年金の受給権を取得した日から一年を経過した日までの間において他の年金たる給付の受給権者となつた場合	みなす。 一　老齢厚生年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過した日（次号において「五年を経過した日」という。）前に他の年金たる給付の受給権者となつた者　他の年金たる給付を支給すべき事由が生じた日 二　五年を経過した日後にある者（前号に該当する者を除く。）　五年を経過した日	老齢厚生年金
三　当該一の期間に基づく老齢厚生年金の受給権を取得したときに、当該一の期間に基づいて支給される老齢厚生年金（当該一の期間に基づく老齢厚生年金の受給権を取得した日後に受給権者となつたものに限る。）の受給権者であつた場合	みなす。 一　当該一の期間に基づく老齢厚生年金について、当該一の期間に基づいて支給される老齢厚生年金（当該一の期間に基づく老齢厚生年金の受給権を取得した日後に受給権者となつたものに限る。）について前項の申出をすることができるときにおいて、当該一の期間に基づく老齢厚生年金と同一の支給事由に基づいて支給される他の期間に基づく老齢厚生年金（当該一の期間に基づく老齢厚生年金の受給権を取得した日前に受給権者となつたものに限る。）について同項の申出をしたとき（当該一の期間に基づく老齢厚生年金について次号に該当することとなるときを除く。）　当該他の期間に基づく老齢厚生年金の受給権を取得した日 二　当該一の期間に基づく老齢厚生年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過した日前に他の年金たる給付の受給権者となつた者（前号に該当する者を除く。）　他の年金たる給付を支給すべき事由が生じた日 三　当該一の期間に基づく老齢厚生年金と同時に当該一の期間に基づいて支給される老齢厚生年金（当該一の期間に基づく老齢厚生年金の受給権を取得した日前に受給権者となつたものに限る。）について同項の申出をしたとき（当該一の期間に基づく老齢厚生年金について次号に該当することとなるときを除く。）　当該他の期間に基づく老齢厚生年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過した日 四　当該一の期間に基づく老齢厚生年金について前項の申出をするときにおいて、当該一の期間に基づく老齢厚生年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過した日後にある者（前三号に該当する者を除く。）　当該一の期間に基づく老齢厚生年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過した日	当該一の期間に基づく老齢厚生年金